

NO	合併協定書の目次	種別	事務事業名	調整方針
1	5	管財	財産区	現行どおり新市に引き継ぐ。
2	5	管財	財産及び債務	現行どおり新市に引き継ぐ。
3	6	議会	政務調査費	弘前市の例により、合併時に統合する。
4	6	議会	議員数	在任特例規定を適用し、平成19年4月30日まで議員全員（62人）在職し、その後の議員定数は、34人とする。
5	6	議会	議員任期	在任特例規定を適用し、平成19年4月30日まで在職する。
6	6	議会	議員報酬・費用弁償等	在任特例規定を適用する期間における議員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、議長及び副議長の報酬の額及び費用弁償に関しては、弘前市の例による。
7	7	農業委員会	農業委員会の定数、任期、運営	<p>1 新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定（以下、「在任特例規定」という。）を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 在任特例規定を適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は、39人とする。</p> <p>3 在任特例規定を適用後の選挙区の数及び各区域の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおりとする。</p> <p>①現弘前市の区域 11選挙区 30人 ②現岩木町の区域 2選挙区 6人 ③現相馬村の区域 1選挙区 3人</p> <p>4 在任特例規定を適用する期間における農業委員会の委員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、会長、会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者の報酬の額は、弘前市の例による。</p>
8	8	税務	税（税率比較）【個人住民税】	現行どおり新市に引き継ぐ。
9	8	税務	税（税率比較）【法人住民税】	弘前市の例により平成23年度をめどに統合する。
10	8	税務	税（税率比較）【固定資産税】	弘前市の例により平成23年度をめどに統合する。
11	8	税務	税（税率比較）【たばこ税】	現行どおり新市に引き継ぐ。
12	8	税務	税（税率比較）【入湯税】	現行どおり新市に引き継ぐ。
13	8	税務	税（税率比較）【軽自動車税】	現行どおり新市に引き継ぐ。
14	8	税務	税（税率比較）【鉱産税】	現行どおり新市に引き継ぐ。
	8	税務	税（税率比較）【都市計画税】	弘前市の例により平成23年度をめどに統合する。

NO	合併協定書の目次	種別	事務事業名	調整方針
15	8	税務	税（税率比較）【特別土地保有税】	現行どおり新市に引き継ぐ。
	8	税務	賦課・減免等（住民税）	弘前市の例により合併時に統合する。
	8	税務	納期の設定（住民税）	弘前市の例により翌年度に統合する。
	8	税務	課税免除・減免等（法人住民税）	弘前市の例により合併時に統合する。
	8	税務	賦課・減免等（固定資産税）	弘前市の例により合併時に統合する。
	8	税務	賦課・減免等（軽自動車税）	弘前市の例により合併時に統合する。
	8	税務	入湯税	合併時に再編する。
	8	税務	税証明書	合併時に再編する。
16		収納	県市町村税滞納整理組合	合併時に脱退し、滞納事案は新市に引き継ぐ。
17	9	人事	級別職務分類	合併時に再編する。
18	9	人事	職員給料	合併時に再編する。
19	9	人事	職員手当	合併時に再編する。
20	9	人事	職員の定数（定数条例等）	合併時に再編する。
21		人事	公務災害補償（非常勤職員）	岩木町と相馬村が組合を脱退し、新市で行う。（H18.2.26をもって岩木町、相馬村は「青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合」を脱退し、以後の事務手続き、補償等はすべて新市の「議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例」に引き継ぐこととなる。なお、組合を脱退するに当たって追徴、返納されるものはない。）
22	9	人事	市町村職員退職手当組合事務	岩木町と相馬村が組合を脱退し、新市で行う。
23	10	人事	特別職職員の給与	弘前市の例により合併時に統合する。
24	10	人事	教育長の給与その他の勤務条件	弘前市の例により合併時に統合する。
25	12	人事	庁舎・事務所の位置	合併時に再編する。
26	12	人事	行政組織（部課設置条例）	合併時に再編する。

NO	合併協定書の目次	種別	事務事業名	調整方針	
27	12	人事	行政機構及び職員配置	合併時に再編する。	
28	13	企画	津軽広域連合事務	合併方式にあわせて規約を改正し、新市に引き継ぐ。	
29	17	総務	町、字名の区域及び名称	現行どおり新市に引き継ぐ。	
30	18	総務	市町村民憲章	新市において検討する。→今年度に「市民憲章」を制定・告示予定。	
31	18	総務	市町村章	新市において検討する。→18年度に制定・告示した。	
32	18	総務	市町村の花、木、鳥	新市において検討する。→18年度に制定・告示した。ただし、アンケート調査で鳥の種類が広く分散したことから、鳥の制定は見送った。	
33	18	総務	宣言	新市において検討する。→22年度に「平和都市宣言」を制定・告示した。	
34	19	国保・年金	保険料（税）賦課事務	弘前市の例により、翌年度に統合する。	
35	19	国保・年金	国民健康保険料（税）の軽減	現行どおり新市に引き継ぐ。	
36	19	国保・年金	国民健康保険料（税）納期の設定、税率	弘前市の例により、翌年度に統合する。	
37	19	国保・年金	乳幼児医療費給付事務	弘前市の例により、平成18年4月診療分から統合する。	
38	20	介護保険	介護保険事業計画	翌年度に再編する。	
39	20	介護保険	介護保険料減免措置事務	弘前市の例により、翌年度に統合する。	
40	20	介護保険	保険料徴収事務	①納期について 弘前市の例（8期）により実施する。②延滞金について 新市の市民税等の例による。③督促手数料について 新市の市民税等の例による。④納付証明について 新市の市民税等の例による。⑤不能欠損の取扱い 弘前市の例により統合する。⑥特別徴収の期別徴収額の平準化の取組み 弘前市の例により統合する。⑦納税組合について 収納専門部会において調整する。	
41	21	消防・防災	消防団員の報酬等	報酬及び手当については合併時に再編し、旅費については新市の一般職の職員の例による。	
42	21	消防・防災	消防団員の任免	弘前市の例により合併時に統合する。	
43	21	消防・防災	消防団組織機構	合併時に再編する。	
44	22	電算システム	電算システム事業	基幹系業務は弘前市の例により合併時に統合する。	
45	24	1	企画	男女共同参画推進事業	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
46	24	2	企画	姉妹都市事業	事業については新市に引き継ぎ、平成20年度をめぐりに見直しする。
47	24	3	広報広聴	広報（広報紙発行）	月2回発行とし、大きさはA4判とする。配布方法は平成20年度をめぐりに再編する。
48	24	4	住民生活	自治会組織(町会、町会連合会等)	現行どおり新市に引き継ぐ。
49	24	4	住民生活	地域交流センター	現行どおり新市に引き継ぐ。
50	24	5	電算システム	地域公共ネットワーク <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併戦略プロジェクト</span>	公共施設や学校を接続する公共ネットワークを整備する。→22年度整備完了。
51	24	6	企画	地方バス路線維持に関すること(国庫補助)	現行どおり新市に引き継ぐ。
52	24	6	企画	路線バス運行費補助(市町村単独)	現行どおり新市に引き継ぐ。
53	24	6	企画	地域生活交通路線維持費補助金(県単独補助)	現行どおり新市に引き継ぐ。
54	24	7	消防・防災	防災行政無線 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合併戦略プロジェクト</span>	合併後、デジタル方式による一元化を図る。(合併時は既設無線を暫定的に一元化し活用する)→移行計画を策定し、27年度に完了する予定。
55	24	8	収納	前納報奨金	翌年度に廃止する。
56	24	8	収納	納税貯蓄組合事務費補助金	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
57	24	9	窓口業務	各種証明書交付事務(住民票・記載事項・戸籍の附票・その他)	その他(手数料は合併時に岩木町の例による。窓口時間延長は、弘前市の例により合併時に統合する。)
58	24	9	窓口業務	印鑑登録事務	その他(事務内容は現行どおり。手数料は、合併時に岩木町の例による。)
59	24	9	窓口業務	外国人登録関係事務	その他(本庁に事務を集約する。手数料は合併時に岩木町の例による。)
60	24	9	窓口業務	住民票閲覧事務	その他(本庁に事務を集約する。手数料は、合併時に岩木町の例による。)
61	24	9	窓口業務	総合案内	現行どおり新市に引き継ぐ。
62	24	10	住民生活	行政連絡体制	合併後、平成20年度をめぐりに再編する。
63	24	10	住民生活	街灯・防犯灯電気料等補助	弘前市の例により翌年度に統合する。
64	24	10	住民生活	街灯・防犯灯の設置・管理	弘前市の例により翌年度に統合する。
65	24	11	斎場霊園	火葬場等関係事務	弘前市の例により、合併時に統合する。

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
66	24	11	斎場霊園	公営墓地管理事務	弘前市の例により、合併時に統合する。
67	24	11	し尿・ごみ対策	ごみ収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他（可燃、不燃、粗大ごみについては、弘前市の例により翌年度統合する。</li> <li>・資源ごみの収集については、平成20年度をめどに再編する。</li> <li>・収集場所については、現行どおり新市に引き継ぐ。</li> </ul>
68	24	12	商工労政	商業振興イベント補助	現行どおり新市に引き継ぐ。
69	24	12	商工労政	商工業活性化利子補給事業	弘前市の例により、翌年度に統合する。
70	24	12	商工労政	中小企業事業資金融資	弘前市の例により、翌年度に統合する。
71	24	12	商工労政	信用保証料補助金	弘前市の例により、翌年度に統合する。
72	24	12	商工労政	工場等設置奨励制度	合併後、平成20年度をめどに再編する。→21年度に再編した。
73	24	12	商工労政	雇用促進対策	弘前市の例により、翌年度に統合する。
74	24	13	観光物産	レッツウォークお山参詣	現行どおり新市に引き継ぐ。
75	24	13	観光物産	ねふた関係行事	現行どおり新市に引き継ぐ。
76	24	13	観光物産	観光イベント助成事業	現行どおり新市に引き継ぐ。
77	24	13	観光物産	温泉利用施設管理運営	現行どおり新市に引き継ぐ。
78	24	13	観光物産	観光施設管理運営	現行どおり新市に引き継ぐ。
79	24	14	農政	都市と農村の交流事業	合併後、平成20年度をめどに再編する。
80	24	14	農政	津軽・生命科学活用食料特区	合併後、平成20年度をめどに再編する。
81	24	14	農政	トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助	弘前市の例により、翌年度に統合する。
82	24	14	水田	転作団地化支援事業	弘前市の例により、翌年度に統合する。
83	24	14	果樹・野菜	生産振興総合対策事業	現行どおり新市に引き継ぐ。
84	24	14	果樹・野菜	振興作物生産対策事業	翌年度に再編する。 (新市において、速やかに新たな制度を設けるものとする。)
85	24	14	果樹・野菜	りんご性フェロモン導入推進事業	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
86	24	14	農村整備	土地改良事業の経費の賦課徴収	弘前市・岩木町の例により、翌年度に統合する。
87	24	14	農村整備	農道水路等改良事業費補助金	翌年度に再編する。（再編の内容は、弘前市の例によるものとする。）
88	24	15	福祉総務	福祉事務所事務	弘前市の例により、合併時に統合する。
89	24	15	生活福祉	生活保護決定等事務	弘前市の例により、合併時に統合する。
90	24	16	障害福祉	福祉読本「心をひらく」作成配付	弘前市の例により、翌年度に統合する。
91	24	16	障害福祉	重度医療制度	弘前市・相馬村の例により、翌年度に統合する。
92	24	17	高齢福祉	老人福祉センター管理運営	合併後、平成20年度をめどに再編する。
93	24	17	高齢福祉	敬老会事業	合併後、平成20年度をめどに再編する。
94	24	18	児童母子福祉	ひとり親家庭等医療事務	相馬村の例により、翌年度に統合する。
95	24	18	児童母子福祉	保育料徴収基準	翌年度に再編する。（1年を経過したら統合する。）
96	24	18	児童母子福祉	児童館管理運営事業	現行どおり新市に引き継ぐ。
97	24	18	児童母子福祉	放課後児童クラブ	現行どおり新市に引き継ぐ。
98	24	19	健康推進	2歳児歯科健康診査	弘前市の例により、翌年度に統合する。
99	24	19	健康推進	乳児健診前期	弘前市の例により、翌年度に統合する。
100	24	19	健康推進	乳児健診後期	弘前市の例により、翌年度に統合する。
101	24	19	健康推進	1歳6か月児健診	弘前市の例により、翌年度に統合する。
102	24	19	健康推進	2歳児健診	翌年度に廃止する。
103	24	19	健康推進	3歳児健診	弘前市の例により、翌年度に統合する。
104	24	19	健康推進	基本健診	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を500円とする。）
105	24	19	健康推進	骨粗鬆症検診	翌年度に再編する。（対象者は40・50・60・70歳の女性、実施方法は医療一括と医療個別とし、自己負担額を300円とする。）
106	24	19	健康推進	肝炎健診	翌年度に再編する。（対象者は40歳以上70歳まで5歳毎、実施方法は現行どおりとし、自己負担を無料とする。）

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
107	24	19	健康推進	女性の健康診査	翌年度に再編する。(対象者は18～39歳の女性で、実施方法は医療一括、自己負担額を800円とする。)
108	24	19	健康推進	胃がん検診	翌年度に再編する。(対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を1,000円とする。)
109	24	19	健康推進	大腸がん検診	翌年度に再編する。(対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を500円とする。)
110	24	19	健康推進	肺がん検診	翌年度に再編する。(対象者は40歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を400円とする。)
111	24	19	健康推進	乳がん検診	翌年度に再編する。(対象者は30歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を700円とする。)
112	24	19	健康推進	子宮がん検診	翌年度に再編する。(対象者は20歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を700円とする。)
113	24	19	健康推進	前立腺がん検診	翌年度に再編する。(対象者は50歳以上、実施方法は現行どおりとし、自己負担額を500円とする。)
114	24	19	健康推進	ポリオ予防接種	弘前市の例により、翌年度に統合する。
115	24	19	健康推進	三種混合ワクチン接種	弘前市の例により、翌年度に統合する。
116	24	19	健康推進	ツベルクリン・BCG	弘前市の例により、翌年度に統合する。
117	24	19	健康推進	麻疹予防接種	弘前市の例により、翌年度に統合する。
118	24	19	健康推進	風疹予防接種	弘前市の例により、翌年度に統合する。
119	24	19	健康推進	日本脳炎	弘前市の例により、翌年度に統合する。
120	24	19	健康推進	二種混合ワクチン接種	弘前市の例により、翌年度に統合する。
121	24	19	健康推進	インフルエンザ予防接種	弘前市の例により、翌年度に統合する。
122	24	20	上水道	水道料金	合併後、平成22年度をめぐりに再編する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">未調整(来年度以降)</div>
123	24	20	上水道	賦課徴収	現行どおり新市に引き継ぐ。

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
124	24	20	上水道	水道関係手数料	その他（工事検査手数料、指定給水工事業者指定手数料、消火栓使用立会い手数料及び各種証明手数料については、弘前市の例により合併時に統合。加入金制度については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめどに再編。督促手数料については、弘前市の例により合併時に統合する。） <b>未調整(来年度以降)</b>
125	24	20	上水道	事業認可の内容、調整	現行どおり新市に引き継ぐ。
126	24	20	上水道	簡易水道料金	合併後、平成22年度をめどに再編する。 <b>未調整(来年度以降)</b>
127	24	20	上水道	簡易水道賦課徴収	現行どおり新市に引き継ぐ。
128	24	20	上水道	簡易水道関係手数料	その他（工事検査手数料、指定給水工事業者指定手数料、消火栓使用立会い手数料及び各種証明手数料については、弘前市の例により合併時に統合。加入金制度及びメーター使用料については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめどに再編。督促手数料については、弘前市の例により合併時に統合する。） <b>未調整(来年度以降)</b>
129			上水道	事業認可の内容、調整（簡易水道）	現行どおり新市に引き継ぐ。
130	24	21	下水道	水洗便所改造貸付	合併時に廃止する。（弘前市の既存の貸付金制度は合併時に廃止し、新たな融資あっせん及び利子補給制度を実施する。）
131	24	21	下水道	水洗便所改造報奨金	弘前市の例により、合併時に統合する。
132	24	21	下水道	下水道受益者負担金	合併時に再編する。（弘前市の制度に再編する。ただし、岩木町で合併前までに認可された区域内は、岩木町の現行制度を適用する。）
133	24	21	下水道	下水道使用料	合併後、平成22年度をめどに再編する。 <b>未調整(来年度以降)</b>
134	24	21	下水道	下水道加入促進利子補給金	合併時に再編する。（合併時に貸付限度額を80万円とする融資あっせん及び利子補給する新制度に再編する。新制度の名称を「弘前市水洗便所改造等工事資金融資あっせん制度」とする。）
135	24	21	下水道	下水道加入促進奨励金	その他（岩木町にかかる合併前に認可及び採択された区域内においては現行どおりとし、合併後新たに認可及び採択された区域は該当しない。）
136	24	21	下水道	農業集落排水処理施設使用料	合併後、平成22年度をめどに再編する。 <b>未調整(来年度以降)</b>



NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
137	24	21	下水道	農業集落排水事業分担金	合併時に再編する。(弘前市の制度に再編する。ただし、岩木町・相馬村で合併前までに採択済み区域内は、岩木町・相馬村の現行制度を適用する。)
138	24	21	下水道	指定工事業者審査手数料	岩木町・相馬村の例により、合併時に統合する。
139	24	21	下水道	排水設備工事検査手数料	合併時に再編する。(定額制(排水管内径100ミリメートル以下1件110メートルまで2,000円・排水管内径100ミリメートルを超えるもの1件80メートルまで2,000円)と従量制(排水管内径100ミリメートル以下110メートルを超え10メートル増すごとに150円・排水管内径100ミリメートルを超えるもの80メートルを超え10メートル増すごとに200円)を併用した制度に再編する。)
140	24	22	建設	建設事業用地取得	現行どおり新市に引き継ぐ。→22年度完了。
141	24	22	建設	私道の整備事業	弘前市の例により、翌年度に統合する。
142	24	22	建設	市道認定	弘前市の例により、合併時に統合する。
143	24	22	建設	道路除雪事業	合併後、平成21年度をめどに再編する。
144	24	22	建設	消融(流)雪溝の維持・管理	合併後、平成21年度をめどに再編する。
145			建設	小型除雪機貸し出し事業	合併後、平成21年度をめどに再編する。
146	24	22	建設	除雪事業補助金	合併後、平成21年度をめどに再編する。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">未調整(来年度以降)</div>
147	24	23	都市計画	開発許可制度に関する事務	弘前市の例により、合併時に統合する。
148	24	23	都市計画	都市計画の策定及び決定に関する事務	現行どおり新市に引き継ぐ。
149	24	23	公園	弘前公園管理事業	現行どおり新市に引き継ぐ。
150	24	24	教育総務	奨学金制度	翌年度に再編する。(新奨学金制度 高校等13,000円、大学等25,000円とし、人数は現行の予算を目途とする。)
151	24	24	学校教育	就学区域	現行どおり新市に引き継ぐ。
152	24	24	学校教育	通学費助成	平成20年度をめどに再編する。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">未調整(本年度調整予)</div>
153	24	24	学校教育	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	弘前市の例により翌年度に統合する。
154	24	24	学校教育	スクールバスの運行	平成20年度をめどに再編する。

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針	
155	24	24	学校教育	就園奨励費補助事業	現行どおり新市に引き継ぐ。	
156	24	24	学校教育	中学生国際交流事業	合併後、新市において交流内容について検討する。→22年度完了。	
157	24	24	学校教育	すくすく子育て支援事業	翌年度に再編する。（弘前市の例による）	
158	24	24	学校給食	学校給食	合併時は現行どおり。新給食センターの建設後、段階的にセンター方式へ移行する。 →22年度完了。	
159	24	25	生涯学習	図書館の管理運営	現行どおり新市に引き継ぐ。	
160	24	25	生涯学習	学校管理下外親子安全保険への加入助成	翌年度に再編する。（弘前市の例により、一般世帯200円、要・準要保護世帯600円を補助する。）	
161	24	25	生涯学習	子ども会リーダー育成事業	翌年度に再編する。（新市に事業拡大するが、小・中学生研修会の修了者がリーダー研修を受講する。）	
162	24	25	生涯学習	ボランティア支援事業	弘前市の例により翌年度に統合する。	
163	24	25	生涯学習	成人式	平成20年度をめどに再編する。	
164	24	26	生涯スポーツ	県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成	平成20年度をめどに再編する。	
165	24	26	生涯スポーツ	スポーツイベントへの助成	現行どおり新市に引き継ぐ。	
166	24	26	生涯スポーツ	市町村体育祭	平成20年度をめどに再編する。	未調整
167	24	26	生涯スポーツ	運動部活動指導者の派遣事業	平成20年度をめどに再編する。	
168	24	26	生涯スポーツ	体育施設の管理（一般体育施設）	現行どおり新市に引き継ぐ。	
169	24	26	生涯スポーツ	体育施設の利用（一般体育施設）	現行どおり新市に引き継ぐ。	
170	24	26	生涯スポーツ	体育施設の管理（運動公園）	現行どおり新市に引き継ぐ。→22年度完了。	
171	24	26	生涯スポーツ	体育施設の利用（運動公園）	現行どおり新市に引き継ぐ。	未調整(本年度調整予定)
172	24	26	生涯スポーツ	体育施設の管理（海洋センター）	現行どおり新市に引き継ぐ。	
173	24	26	生涯スポーツ	体育施設の利用（海洋センター）	現行どおり新市に引き継ぐ。	未調整(本年度調整予定)
174	24	27	文化振興	文化施設の管理	現行どおり新市に引き継ぐ。	

NO	合併協定書の目次		種別	事務事業名	調整方針
175	24	27	文化振興	文化施設の利用	現行どおり新市に引き継ぐ。
176	24	27	文化振興	文化振興事業	平成20年度をめぐりに再編する。→21年度完了。
177	24	27	文化振興	市町村民文化祭	平成20年度をめぐりに再編する。
178	24	27	文化振興	民俗芸能保存会への助成	平成20年度をめぐりに再編する。 未調整(本年度調整予定)
179	24	27	文化振興	県大会以上の各種文化大会出場者への助成	平成20年度をめぐりに再編する。
180	24	28	選管	投票区の設定改廃に関すること	現行どおり新市に引き継ぐ。